

取引停止業者一覧

「国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき、下記のとおり取引停止の措置を講じたので公表します。

対象法人名	所在地	取引停止期間	取引停止理由
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1丁目1番2号	令和7年 8月22日から 令和7年10月21日まで	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和7年1月31日、建設業許可部局（関東地方整備局）より22日間の営業停止処分を受けた。 これは、本学が定めている「国立大学法人香川大学における建設工事及び物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」第3（取引停止の措置）及び別表第18号（建設業法違反行為）に該当するため、取引停止措置（2ヶ月）を講じることとした。